(1) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

□一般区域・基本基準

基準表Ｂ、基準表Ｃについては、当該ゾーンに係る景観形成基準のみを抽出していることから、各基準の最初の番号が「１」から始まらない場合があります。

各景観形成基準の番号はP11～P20参照とし、別冊の景観形成基準解説書の図解番号と一致しています。

該当する景観形成基準のみ、主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ａ

※表中「別表１～２」は、「３　景観形成基準」参照

【一般区域：基本基準】

| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| --- | --- | --- | --- |
| 規模・配置 | Ａ１規模・配置 | １．隣接する建築物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。 |  | □ |
| ２．山稜や丘陵地の近傍においては、規模及び配置を工夫し、できる限り稜線を乱さないよう配慮すること。 |  | □ |
| ３．行為地周辺に社寺林等の樹林地等がある場合は、できる限りその高さ以内にとどめるよう配慮すること。 |  | □ |
| ４．行為地が公園や緑地等に隣接する場合は、配置を工夫し、一体的な空間が創出されるよう配慮すること。 |  | □ |
| ５．行為地周辺に集落やまとまりのある農地、文化財等の景観資源がある場合は、規模及び配置を工夫し、景観資源との調和と、その保全に配慮すること。 |  | □ |
| Ａ２壁面 | １．隣接する建築物や周辺の景観との連続性及び一体性が保たれるよう、立地条件にあわせて、壁面の位置を後退させるか、周辺の建築物等と位置を揃えること。 |  | □ |
| ２．壁面を道路からできる限り後退させ、歩行者等に圧迫感を生じさせないよう配慮すること。やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景するなど、圧迫感の軽減に配慮すること。 |  | □ |
| ３．周辺の壁面の位置が揃っている場合は､できる限りその位置に揃えた壁面とし、連続性及び一体性のある壁面線の形成に配慮すること｡ |  | □ |
| 形態意匠 | Ａ３形態意匠 | １．周辺の建築物等や地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。 |  | □ |
|  | Ａ４外壁 | １．適度に仕様を分け、開口部を設けるなど、外壁の意匠を工夫し、圧迫感や違和感を生じさせないよう配慮すること。 |  | □ |
|  | Ａ５屋根 | １．勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするか、屋上部分に軒を設けるなど、周辺の地形との調和に配慮すること。ただし、低層で周辺の地形への影響が小さい場合はこの限りでない。 |  | □ |
| 形態意匠 | Ａ６色彩 | １．色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ２．建築物及び工作物の外観の色彩は、別表１～２の数値基準のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。 |  | □ |
|  | Ａ７外壁 | １．建築物等の垂直投影面積の５分の４以上は外壁基調色の範囲内から選択すること。また、アクセント等として用いる色彩は外壁基調色の範囲外からも可能とするが、その面積は建築物等の垂直投影面積の５分の１未満とし、できる限り建築物の低層階に集約して用いること。 |  | □ |
| Ａ８素材 | １．周辺の景観との調和に配慮し、素材そのものの良さを形態意匠に活かすこと。 |  | □ |
| ２．自然素材、伝統的素材やそれに類する耐久性に優れた素材を外観に採り入れ、年数とともに周辺の景観に溶け込むよう配慮すること。 |  | □ |
| ３．反射性のある素材を壁面の大部分や屋根に使用することは避け、周辺の景観から突出しないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ａ９附属建築物・附属設備 | １．道路や公園等の公共の場やビューポイントから視認できる車庫、立体駐車場、機械室等の附属建築物や屋外階段等は主体となる建築物等と調和させ、一体感のあるものとすること。 |  | □ |
| ２．附属設備は、道路や公園等の公共の場やビューポイントから目立たない位置に設けるか、ルーバーで覆うなど修景を行うこと。 |  | □ |
| Ａ１０外構 | １．敷地をフェンスや塀、垣等で囲う場合は、周辺の景観と調和し、圧迫感を生じさせないものとすること。 |  | □ |
| ２．生垣や石垣等の自然素材又はこれに類する素材、色彩を使用するなど、歩行者等に対する圧迫感の軽減、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ３．フェンス、柵等を設置する場合は、圧迫感を軽減させるとともに、茶系や灰茶系、灰系の色彩を基本とすること。 |  | □ |
| ４．擁壁が生じる場合は、石積み又は緑化ブロック等による修景など、形態や仕上げを工夫し、単調さや圧迫感の軽減に配慮すること。 |  | □ |
| Ａ１１敷地の緑化Ａ１１敷地の緑化 | １．行為地内は、できる限り多くの部分を緑化すること。 |  | □ |
| ２．緑化の際は、地域に自生し、周辺の景観と調和のとれた樹種を選定すること。 |  | □ |
| ３．行為地にある既存の樹木は、保存又は移植により、できる限り継承するよう配慮すること。 |  | □ |
| Ａ１２夜間の照明 | １．夜間の屋外照明は、照明の方法や設置場所を工夫し、過剰な光を周囲に散乱させないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ａ１３電気・通信施設 | １．携帯電話基地局等の電気・通信施設は、設置場所や形状等を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ２．必要最低限の高さに抑えること。 |  | □ |
| ３．景観軸等からできる限り離して設置すること。 |  | □ |
| ４．行為地周辺に歴史的まちなみや集落景観の整っている地域、まとまりのある農地がある場合は、そこから目立つ場所は避けて設置すること。 |  | □ |
| ５．上部を小さくするなど、安定感のある印象をあたえる形態とすること。 |  | □ |
| ６．山地や樹林地が背景となる場合は、背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値10YR2.0/1.0程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値N4.5程度）とすること。 |  | □ |
| ７．上記以外の場所においては、空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値N7.0程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。 |  | □ |
| ８．行為地を囲うフェンス、設備機器類の色彩は、茶系で低明度（マンセル値10YR2.0/1.0程度）のものとすること。 |  | □ |
| ９．生垣等を敷地周囲に配置するなど、圧迫感や違和感の軽減に配慮すること。 |  | □ |
| Ａ１４太陽光発電設備Ａ１４太陽光発電設備 | １．太陽光発電設備は、設置場所や形状等を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ２．太陽光発電設備が周囲の景観から突出しないよう、全体の高さはできる限り低くすること。 |  | □ |
| ３．太陽光発電設備（フェンス等含む）は、圧迫感を生じさせないよう、敷地境界からできる限り後退させること。 |  | □ |
| ４．ビューポイントから視認できる場所や山の斜面、景観形成上重要な幹線道路やビスタロード沿道への設置は避けること。やむを得ず設置する場合は、人工物（土台や支柱を含む）の存在感や反射光を軽減させる工夫をすること。 |  | □ |
| ５．太陽光発電モジュールのフレームや架台、脚部、附属設備等は、道路等の公共の場から容易に目立たないように、位置や形状、色彩に配慮すること。ただし、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど、周辺景観との調和に配慮した場合はこの限りでない。 |  | □ |
| ６．太陽光発電モジュールの色彩は、黒又は濃紺色で、低明度の目立たないものとすること。 |  | □ |
| ７．太陽光発電モジュールは、光沢や反射が少なく、模様が目立たないものとすること。 |  | □ |
| ８．フェンス、塀等の色彩は、茶系で低明度（マンセル値10YR2.0/1.0程度）のものとすること。 |  | □ |
| ９．既存樹木の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限に抑えること。 |  | □ |
| 10．遮へい効果のある生垣等を敷地周囲に配置するなど、道路等の公共の場から容易に目立たないよう配慮すること。 |  | □ |
| Ａ１５風力発電設備Ａ１５風力発電設備 | １．風力発電設備は、設置場所や形状等を工夫し、周辺景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| ２．規模はできる限り小さくし、尾根線上、丘陵地、高台、海岸線沿い等においては、稜線やその他の眺望に対して過大でない規模とすること。 |  | □ |
| ３．地形、植生等の地物を活かし、風力発電施設が目立たない位置に配置すること。 |  | □ |
| ４．風力発電施設を複数設置する場合は、立地等の状況に応じて整然と配置すること。 |  | □ |
| ５．目立たない色彩（溶融亜鉛メッキ及び低光沢処理（リン酸塩処理）を施し、外装色がつやのないグレー（N4.5程度））や反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとすること。 |  | □ |
| ６．既存樹木の伐採を伴う場合は、伐採面積を最小限に抑えること。 |  | □ |
| ７．附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とすること。 |  | □ |
| Ａ１６その他 | １．行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。 |  | □ |